

令和4年度予算編成方針

令和3年11月
安芸太田町

目次

■ はじめに ～経済状況と国の動き	1
■ 本町の財政状況と今後の見通し	1
■ 予算編成の基本方針	3
■ 予算編成日程	5
■ 要求基準	6
■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項	6
■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出項目）	7
【参考】令和2年度決算監査における監査委員の指摘事項（抜粋）	10
【参考】令和2年度決算審査特別委員会における委員長の指摘事項（抜粋）	11

■ はじめに～経済状況と国の動き

現在の国内景気の状態について、内閣府が公表した令和3年10月の月例経済報告においては、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっている。」とされ、先行きについても、感染対策を徹底し、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される一方、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクに十分注意する必要があるとともに、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとしている。

このような景況を踏まえ、国は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、デフレからの脱却に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の推進に努めるとしている。

また、新型コロナウイルス感染症に対しては、19都道府県の緊急事態宣言及び8県のまん延防止等重点措置の全てを、9月30日をもって解除したが、様々な事態を想定し、ワクチン接種、治療薬の普及を図るとともに、医療提供体制を確保する。また、人流抑制等の影響を受けた方々への経済支援を実施するとともに、ワクチン接種証明等を活用しながら、通常に近い社会経済活動を一日も早く取り戻すことができるよう取り組むとする。

さらに、こうした課題に切れ目なく対応し、新型コロナウイルス対応に万全を期すとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」による「新しい資本主義」を起動させ、国民の安全・安心を確保するため、新たな経済対策を策定し、その間も、新型コロナウイルスの感染状況や、企業や暮らしに与える影響には十分に目配りを行い、必要な対策は、予備費なども活用して、柔軟に行うとしている。

■ 本町の財政状況と今後の見通し

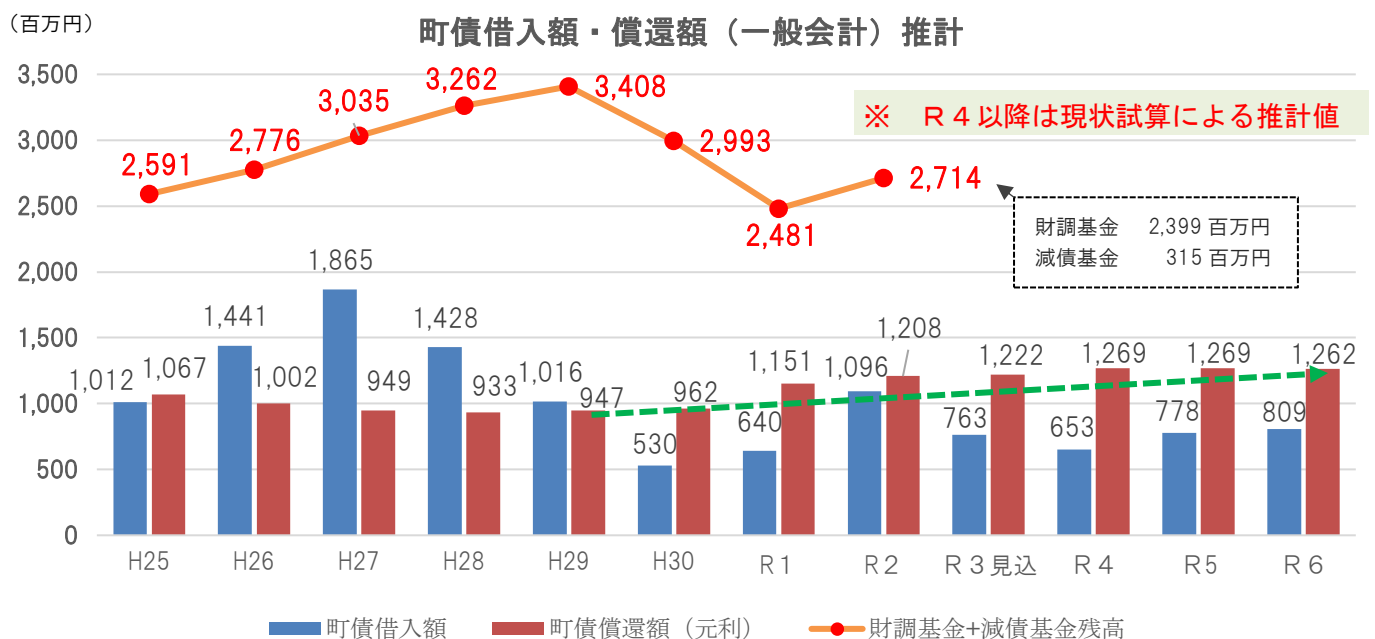
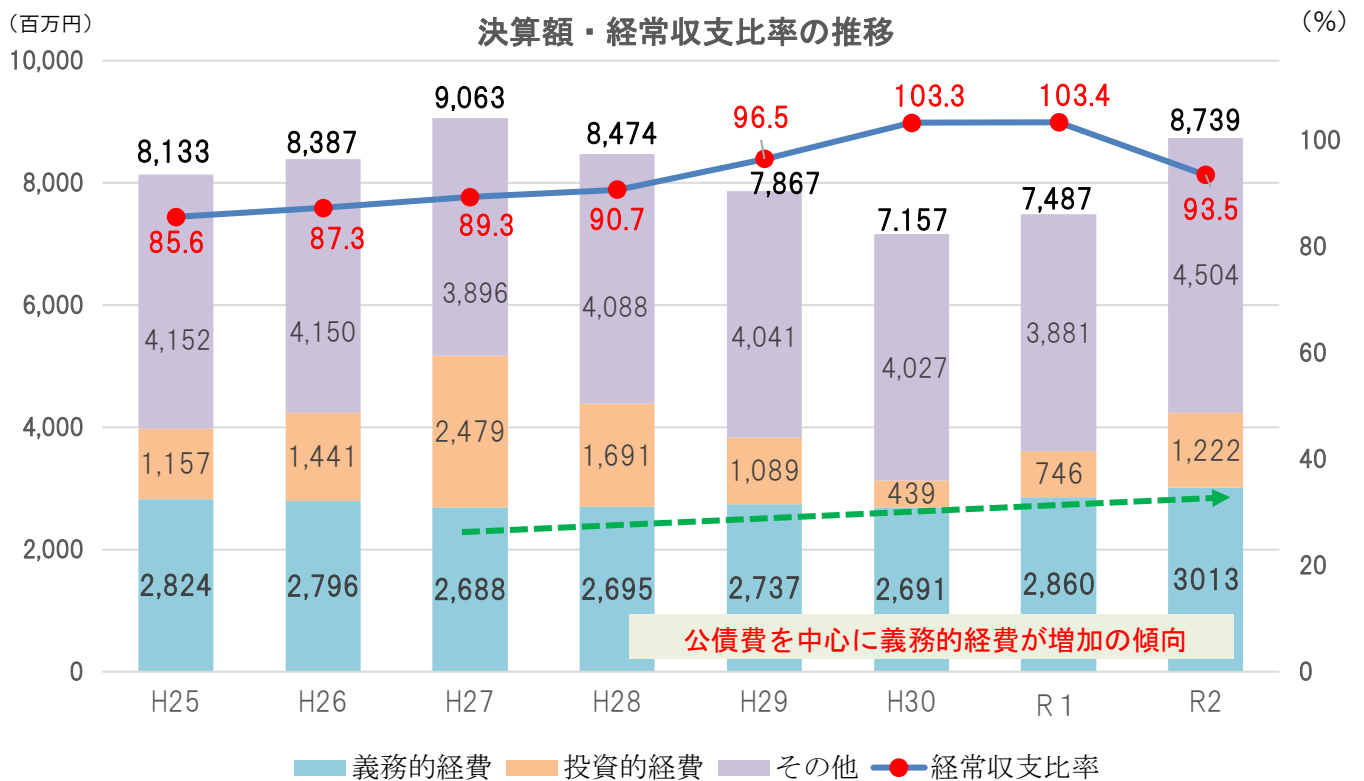
本町の財政状況については、近年の大型公共事業に伴う大規模な起債償還に対応する公債費の増加等をうけて、ここ数年間、支出が収入を上回り、財政調整基金の補填によって不足額を補うなど、大変厳しい財政運営を行ってきたところ、令和2年度では、普通交付税の錯誤措置に加え、新型コロナ関係特定財源の効果的な運用、さらには、事業コスト縮減化の着実な進展等によって、2年ぶりに財政調整基金の補填を伴わない決算収支となっており、経常収支比率が前年度の103.4%から93.5%、将来負担比率が前年度の62.4%から36.6%と大幅に改善されたほか、過去3年続けて悪化していた実質公債費比率も前年度の12.6%から12.4%となり、全体として一定の財政状況の改善が図られている。

一方、公債費については、令和2年度決算値で約12億8百万円となり、前年度に比べ約5千7百万円、率にして4.9%と4年続けて増加し、現状の起債残高における償還が落ち着く令和7年度まではこの公債費の増加傾向は続くと思込まれる。

また、財政調整基金の残高は、令和2年度末で約24億円となり、前年度と比べて約2億3千万円増加したものの、向こう数年間にわたる多額の起債償還の負担増もあり、今後とも一層厳しい起債・基金管理による財政運営を行わなければならない。

加えて、数年にわたる新型コロナウイルスの影響で見込まれる町税収の減や、地方交付税を含む一般財源の減少等は避けられない状況にあり、新年度の予算編成においては、引き続き、適切なコロナ対策を前提に、これまでも増して既存事業の点検と見直しを行い、増大化する歳出の抑制を図らなければならない。

本町の構造的な財政改善は道半ばであり、高齢化の進展等による社会保障関係費の増加や、公債費の高止まりなど、依然として厳しい中で適切かつ効果的な財政運営が求められ、引き続き、中期財政運営方針に沿って、適切な財政規模の確立を念頭に、持続可能な町財政の実現をめざしていく。



■ 予算編成の基本方針

新型コロナウイルス感染症の今後の感染動向は未だ不透明を極め、町民の日常生活や経済活動に対する負の影響の長期化が懸念されるため、令和4年度は、継続的に感染症対策や地域経済対策に取り組むとともに、ポストコロナを見据え、DX（デジタルトランスフォーメーション）等による新たな日常生活への変革にも適切に対応していかねばならない。

また、令和4年度は、本町の第2次長期総合計画後期基本計画（以下「第2次後期基本計画」という。）や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）の取組期間の中間年度にあたり、計画等に掲げた施策の達成・実現状況の検証結果や決算状況等を踏まえ、施策の進め方や方向性等について必要な修正を行った上で、「成果指向の行政運営」や「歳入予算規模に応じた事業編成」の更なる徹底を図り、関係施策・事業等を効果的に実施していく必要がある。加えて、中期財政運営方針に沿い、増大化する公債費などの義務的経費の抑制等にも適切に対応しうる財政運営を行うこととし、次の考え方を基本に予算編成を行うこととする。

1 第2次後期基本計画・第2期総合戦略に沿った戦略的かつ重点的な施策の展開

第2次後期基本計画や第2期総合戦略の効果的な施策展開と確かな成果の創出のために令和3年度に設定した新たな施策・ビジョンの実現については、中期的な視点を持って継続的に取り組むものとし、令和4年度は、その取組の方向性等に更なる進化・深化を加えながら、戦略的かつ重点的に取り組む分野・事業について、令和4年度骨太プログラム（戦略的重点プログラム）と位置づけ、優先した予算配分を行うこととする。（※ 戦略的重点指定枠の中で別途指示）

《令和4年度骨太プログラム(戦略的重点プログラム)》

<p>1 ウィズコロナ・ポストコロナへの対応 (基本的な視点)</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 安心できる日常生活の確立(2) DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進による新たな日常の構築(3) 生活基盤を支える産業の再生(4) 次世代型行政サービスの推進	<p>2 人口減少対策の進化～社会増への転換をめざして～ (基本的な視点)</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 転出を抑制する住民満足度の向上<ul style="list-style-type: none">・ 町の特徴を生かした仕事の創出・観光産業の育成・ 子供の健やかな育ちを支える環境の充実・ 地域の特性を生かした教育の充実・ 快適で利用しやすい公共交通の整備・ デジタル技術を活用した生活環境の充実・ 地域包括ケアシステムの更なる充実・ 災害に強いまちづくり(2) 更なる転入をめざした取組の強化<ul style="list-style-type: none">・ 移住者のニーズに対応した効果的な支援策の整備・充実・ 広島市に隣接する好条件を生かした施策の推進・ Uターンしやすい環境の整備
---	---

2 「新たな日常生活への変革」に対応しうる行財政運営の推進

新型コロナウイルス感染症の影響等による地方交付税の減少が予測がされる中、増大化する公債費等を踏まえ、一層の歳出抑制を軸とした行財政運営が求められるとともに、ポストコロナを見据えたDX（デジタルトランスフォーメーション）等による「新たな日常生活への変革」にも適切に対応していく必要がある、その変化に対応し、将来に向けて安定的に行政サービスを提供しうる行財政運営の体制づくりを進めることとし、歳出の更なる見直しを前提に、成果の乏しい事業等の廃止や遊休資産の除却（賃借地返還を含む）、人件費の削減等に計画的に取り組むこととする。

3 事業の選択と集中、新規事業の提案・事業見直し

従来の施策をゼロベースで検証し、内容のブラッシュアップを図るとともに、事業効果の乏しい取組については思い切って打ち切りを検討するなど、事業の選択と集中を進めること。

特に、事業成果が見込まれる新たな施策提案や事業見直しがあれば、前向きに予算配分を検討するので、今後の事業展開の見通しや成果目標について説明できるよう、事前の準備を進めながら要求を行うこと。

4 エビデンスに基づく効果的な政策形成と事業の構築・推進

効果的な政策形成を踏まえた予算編成を行うため、事業の構築・推進に当たっては、その事業の妥当性を裏付ける客観的な事実や実証結果などのエビデンスに基づき行うこと。加えて、検証可能な成果目標を設定するとともに、事業との因果性を明確にすること。

5 後年度財政負担の軽減（公債費等の抑制等）

持続可能な財政基盤を確立し、健全で安定した財政運営を行っていくためには、年々増大化する公債費の抑制を図ることが欠かせない命題となっているため、過疎対策事業債をはじめとする町債発行額の計画的かつ効果的な縮減に努めながら、経常的収支の改善を図ることとする。

そのため、起債対象事業費については、真に必要な事業規模や事業の質等を十分に精査して、要求を行うこと（起債対象事業については、これまで以上に、事業の優先順位を設定）。

《 継続的な取組事項等 》

◇ 要求額の精度の向上

金額や計上漏れのチェックだけでなく、予算費目にも目を配り、補正や流用の縮減を図ること。また、前年度予算額のコピーではなく、ゼロベースで事業の見直しに取り組むとともに、事業ニーズを予め関係先に照会するなどして要求額の精度を高め、年度末の不用額の発生を抑制すること。加えて、関係官庁の施策動向や民間による助成金制度等を十分研究し、事業に適した特定財源の確保に努めること。

◇ 外部委託における範囲の精査・価格競争の徹底

年次計画の更新等については、全てを外部機関に委ねるのではなく、自前で作成することを基本に、必要最小限の範囲（アンケートの収集や高い専門性が求められる分析作業等）に極力限定するとともに、参考見積を徴する際は、複数者に依頼することで、経費の縮減と契約事務の透明性を図ること。

◇ 役割分担の明確化と成果指標の共有

関係機関が各々に果たす役割を十分に検討し、責任分野と負担区分の明確化を図ること。また、外郭組織や指定管理先団体については、それらのパフォーマンスを存分に引き出し、緊密な連携も図りながら、町政と一体となった成果指標を設定させ、施策目標の達成にあたること。

◇ 議会、監査等の指摘への対応等

議会の審議や監査等を通じてこれまでに指摘を受けた事項については、問題を解消するための措置を予算要求に反映するなど、的確に対応すること。

■ 予算編成日程

(1) 令和4年度当初予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
11月12日(目途)	令和4年度のコア・骨太方針、予算編成方針の提示
11月19日	戦略的重点指定(候補)事業の提示(財政担当・企画課)
12月1日	戦略的重点指定事業(候補)に係る調書の提出期限
12月2日～10日	戦略的重点指定事業ヒアリング
12月20日	戦略的重点指定事業の指定
12月13日～24日	新年度当初予算要求書財務会計システム入力期間
12月27日～1月7日	財政とりまとめ処理 査定資料作成
1月11日～1月26日	総務課長・財政担当ヒアリング
1月27日～1月31日	総務課長・財政担当ヒアリング集計処理
2月1日～2月7日	副町長調整(ヒアリング)
2月14日～2月18日	町長査定(ヒアリング)
2月22日～2月25日	査定内示書の通知・各種予算議案の作成

※上記日程は予定であり、変更する場合がある。

(2) 並行する令和3年度補正予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
10月27日～11月11日	12月補正予算要求書財務会計システム入力期間
11月15日～11月22日	12月補正予算ヒアリング
～1月31日	3月補正予算要求書財務会計入力期間
2月8日～2月11日	3月補正予算ヒアリング

※上記日程は予定であり、変更する場合がある。

■ 要求基準

要求区分	内 容	要求基準額
① 義務的経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人件費(報酬含む)に係る経費(新規事業は除く) ○ 公債費に係る経費 ○ 扶助費(20節及び措置委託料のうち法定扶助に限る)に係る経費 ○ 法定等による義務的な繰出金に係る経費(人件費、公債費及び基準内繰出に限ることとし、詳細資料の作成が必要) ○ 継続費、債務負担行為、長期継続契約に基づく経費 	※所要見込額 (要経費精査)
② 法的義務負担経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令等に基づく義務経費 ○ 国の法令等により支出が義務づけられた経費 	R2年度決算額、R3決算見込額を踏まえた所要見込額
③ 老朽公共施設保全活用経費	○ 公共施設の安心と安全の確保を図る観点から、改修計画を策定したもののうち新年度執行が緊急性かつ効果の高い修繕改修であると町長が認めたもの(③-1)	補助事業は年度計画明示額の範囲で措置
	○ 計画化されていない維持修繕費は原則的に抑制(③-2)	0円ベース
④ 戦略的重点指定枠	○ 第2次後期基本計画や第2期総合戦略の実施において、特に重点的に事業執行を行う必要がある事業(新規事業を含む)と町長が認めたもの(戦略的重点指定事業ヒアリング対象)	※所要見込額 (要経費精査)
⑤ 投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普通建設事業費は年度計画に予定されていたものに限る ※ 起債計画や財政推計に事前に反映してあること 	計画額のみ
⑥ その他の事業経費	○ 上記要求区分①～⑤以外の事業経費等	R2年度当初予算額の95%の範囲内で措置(関係事業費全体で換算)

■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項

特別会計及び企業会計については、一般会計の編成方針に準じた予算編成が求められるとともに、それぞれの設置目的に沿った事業運営を進めるため、一層の合理化や効率化を進めた上で、自律的な運営に努めること。

特に一般会計からの「繰出金」については、合併特例措置の終了に伴う地方交付税の減額をはじめ、公債費の大幅な増加等により、一般会計が厳しい財政状況におかれていることを踏まえ、可能な限り、一般会計繰出金に依存しない財政運営に努め、一層の経費節減や効率化を推し進め、独立採算の原則を堅持すること。

■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出細目）

（１）歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては、経済の状況、国・県の制度改正及び新たな経済対策を含む補助金・交付金の動向、前年度実績、法令等を十分検討の上、積極的に財源の確保を図ること。

さらに町有財産の有効活用や売却処理など、新たな財源の確保に努めるとともに、少額であっても遺漏なく計上すること。また、負担の公平性の観点から債権確保に努め、さらなる収納率の向上に向け、なお一層の取り組みを強化すること。

科 目	予算要求上の留意点
① 町 税	令和2年度決算及び令和3年度の決算見込みを基に、最新の経済・景気動向を見極め、税制改正等にも注視し、予算割れすることがないように、确实と見込まれる収入を見積もること。 なお、町税は歳入の重要な財源であり、その収入状況は行財政運営に多大な影響を及ぼすことから、個人所得の状況、企業実績、制度改正等の動向を勘案し、的確な収入見込み額を計上すること。
② 使用料・手数料	町内の公平性を精査しつつ、関係法令等の動きを十分に踏まえた上で、適切な料金設定を基本に、必要な見直し等を行うとともに徴収率の向上を図ること。 なお、見直し等を行う場合は、近隣市町や国県の動向を掌握し、比較対比できる資料を作成すること。（特別会計を含む）
③ 分担金・負担金	事業の性格、実施規模及び受益の程度等を十分に検証し、適正な費用負担を原則とし、他市町の実態等も調査の上、确实な見込み額を計上すること。
④ 国・県支出金	各種法令や制度改正など、補助対象事業の新採択要件に注視し、可能な限り補助財源の確保に積極的に努めること。 特に新規案件については、その対象事業の内容等を見極め、後年度の一般財源負担にも留意し、その必要性や事業効果等について十分に検討すること。
⑤ 交付税・譲与税 各種交付金	国が定める地方財政計画やその動向を十分精査・検討の上、不足額が生じないように適切に見込むこと。
⑥ 町 債	臨時財政対策債を含めた新たな起債総額については、 <u>公債費の約8割を超えないレベルに抑えることを目標に</u> 、地方債残高の縮減に努めていく。 事業費要求に当たっては、適債の検証と対象事業費の精査（特に新たなハード整備や改修については、 <u>その投資に見合う施設管理計画の明示前提</u> ）を十分に行った上で、過疎計画など起債根拠となる計画の内容を確認し（未計上の場合は企画課と調整）、計画の変更議決を当初予算と並行して行うこと。
⑦ 財 産 収 入	財産収入については、現況を的確に把握し、財源の確保に努めること。 特に遊休資産の処分については、財政健全化の基本的な取組事項と位置づけ、加えて有効活用について幅広く検討すること。
⑧ 基 金 繰 入 金	財政調整基金の繰入を極力抑えることを厳とする。仮に新規事業等の財源確保において、国・県補助金や起債では賅えない部分が生じる場合は、特定目的基金と併せて、総務課財政担当と協議して充当することとする。
⑨ その 他 諸 収 入	ふるさと納税の推進や広告・看板収入等の募集など、新たな財源確保に向けた取組については、これまで以上に、各所属の創意工夫の中で積極的に推進し、確保可能な収入について漏れなく計上すること。なお、年度途中で科目を追加して収入処理をしているものについては当初予算に必ず計上すること。 また、延滞金については、その徴収実態と法令根拠を整理し、公平性に留意しながら適切に対応すること。

(2) 歳出に関する事項

歳入に見合った歳出が予算の基本であるという認識のもと、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、後年度に負担を強いることのないよう、歳出の抑制に努めること。

また、先例にとられることなく、事業の廃止・縮小を含めた見直しを積極的に進めること。

(ア) 科目別要求基準

科目	予算要求上の留意点
① 人件費	<p>人件費については、厳しい財政状況を鑑み、継続的な縮減の取組が必要であり、各所属においては、適切な事務改善や事業見直しを行い、特に時間外勤務については、効果的な縮減策を講じること。</p> <p>積算に当たっては、人事院勧告と採用計画を反映すると共に行政コストという意識をもって計上すること。また、非常勤特別職については、業務内容等を精査して要求すること。</p>
② 普通建設事業費	<p>財政状況を鑑み、全体の事業費が抑制されるよう、優先順位の見極めを前提に、執行すべき事業量の調整を行うなど計画性をもって要求すること。特に施設の建設や改修などの新規事業については、事業の必要性や規模、後年度コストなどを明示した事業計画を作成するとともに、本町公共施設等総合管理計画との関係・位置づけを明示すること。</p> <p>継続事業についても、後年度事業計画を明示し、具体的な諸計画(規模の根拠・収支計画・財源内訳・住民ニーズ等)を添付すること。</p> <p>※建物や機械設備の大修繕、改築等 130 万円以上は、「工事請負費」へ計上すること</p>
③ 物件費	<p>■ 総額で令和3年度当初予算比「10%減」とすること。</p>
報償費	<p>謝礼、記念品、参加賞等については、その意義や目的に照らして形骸化しているものや職員が講師対応できるものは、全てゼロ査定とする。</p>
旅費	<p>必要最小限の日程・人数にとどめ、極力節減に努めること。実務研修等については、職員資質の向上、スキルアップ効果を具現化すること。効果的な県外出張は認めることとするが、当初計画を必ず明示すること。有料道路通行料(ETC料金)については、片道利用を前提として計上すること。</p>
需用費	<ul style="list-style-type: none"> 「消耗品費」は、前年度比で最大限の抑制を図る要求とすること。 「燃料費、光熱水費」は、前年度決算数値を基に精査し、節減に努めること。 「食糧費」は、講師等は報償費への転換とし、全て認めない。 「印刷製本費」は、重複抑制や非効率なものの廃止など、抜本的な見直しを図り、行政文書も広報誌やカレンダーへの掲載やホームページの積極的活用を図ること。 「修繕料」は、数年間の決算額を基に、計画性をもって適正額を要求すること。予期しない緊急修繕対応の考え方も、数年間の所要額を精査する中で、積算根拠を示すこと。
委託料	<p>指定管理委託業務の再点検や実績報告、町内民間企業の受注機会の創造や内容・金額とともに十分精査し、徹底した見直しを図ること。</p>
役務費	<p>通信費は実務的な抑制に努めるとともに、保険料の精査、実績のない手数料等は削減すること。</p>
備品購入費	<p>投資的経費を除き、極力、予算要求は行わないこと。また年度末に購入するなど、積極的活用が認められない実態があるものは、ゼロ査定とする。</p>
使用料及び手数料	<p>事務機器・電話機等の新規リース料は、一括契約でコピー機等の見直しや更新を実施しており、総務課と必ず協議して的確な額を計上すること。なお、コピーパフォーマンス料の抑制を図るため、不必要なコピーを避けたり、資料の簡略化やペーパーレスを実施すること。また、遊休地の土地賃借契約については、時限を定めた非継続の契約形態に見直すなど必要経費の最適化に努めること。</p>

④ 負担金補助及び交付金	町費単独の負担金、補助及び交付金は、原点に立ち返って、補助目的、事業内容、事業効果等を精査し、制度の継続性を整理し、必要に応じて補助率等の見直しを検討すること。 特に新規の補助事業等については、補助目的・補助対象を明確にし、町の役割の明確化と事業効果を十分精査して制度化を検討すること。
⑤ 扶 助 費	過去2年分の決算額及び令和3年度決算見込額を対比し、過大見積とならないよう的確に要求すること。特に法定外の町単独で行う給付については、定住対策・子育て支援の実態や効果を十分に調査・検討し、変更する場合は新規事業として、前もって提出すること。また、国・県補助金の翌年度償還金と比べ過大な枠要求は認めない。
⑥ 償 還 金	決算実績を踏まえ、特に2～3月に精算処理を行うものについては、年度平均額や対象者数の動向を見据えて見込額を基金繰入金とともに計上しておくこと。
⑦ 繰 出 金	企業会計においては、独立採算性を基本とし、基準外繰入金は精査の上で要求すること。
⑧ 公 債 費	起債管理システムを基に、元金及び利子の計算を行い、必要額を計上すること。
⑨ 予 備 費	2,000万円とする。特別会計において、突発的修繕費を計上する場合には、基金繰入金とセットで予備費枠を増額しても差し支えない。

(イ) 歳出共通事項

- ① 法令に基づく事業は法令の根拠を明確にすること。
- ② 算出根拠のない要求（一式〇〇万円等）は認めない。
- ③ 財源内容を明確にすること。混在する場合は、財務会計の予算要求項目毎の文頭に【国補助】【県補助】【単町】など、明確に記載しておくこと。
- ④ 当初予算の要求もれによる補正や流用が増加傾向にあることから、過去の流用調書も精査して、要求もれがないように留意すること。
- ⑤ 外部団体等に関連する予算要求についても、本町の予算編成方針を徹底すること。
- ⑥ 継続事業において、決算審査や指摘のあった事業は、見直しに係る詳細な改善計画を提示すること。改善が見られない場合は、スクラップ事業扱いとする。

(ウ) 特別会計に関する事項

特別会計の予算編成に当たっては、基本的に、一般会計の基準と同様に行うものとするが、個々の会計の目的や性格を再度認識し、自己財源の確保を図り、法令上特に定めのあるもの及び繰出し基準に定めるものなど、制度上の繰入金を除き、財源不足を安易に一般会計に求めることなく、事業の徹底した見直しと事業収入の確保に努めること。

なお施設修繕で緊急対応や補正予算化した例のある会計は、予備費の要求額を加算し、かつ財源は特定目的基金を充当するものとして計上して差し支えない。

(エ) その他

要求額の集計後に減額目標に達しない場合は、別に予算減額を提示する。

【参考】令和2年度決算監査における 監査委員の指摘事項（抜粋）

1 不用額について

令和2年度の不用額については、9月と3月に予算の減額補正が行われたこともあり、令和元年度よりも87,879千円減少し、多少の改善は見られたが、全体的には、まだ多額となっている。

来年度予算作成の際には、決算の実績や正確な事業計画に基づき必要最小限の予算計上に努めるとともに、経費削減等により、限られた財源を有効に活用されたい。なお、入札残等により早い段階で不用額が確定した場合においては、予算の補正を行い、引続き効果的な年度予算の執行に努められたい。

2 予算流用について

予算流用については、令和元年度で前年度よりも増加している実態に鑑み、指摘事項として記載したところであったが、令和2年度では、前年度よりも大幅に増加しているため、今後とも、当初予算編成時からの精査、事業執行状況の把握、十分な予算管理に努め、適正な予算執行をされたい。

3 収入未済額の整理について

収入未済額は、年々増加傾向にあったが、令和2年度においては特に町税に減少が見られたが、総額からすれば、税以外未収金も含めまだ多額である。多額の未収金は、町民に不公平感や納付意欲の低下をもたらすとともに、時の経過とともに回収が困難になることから、計画的な徴収をされたい。

4 指定管理者の業務報告の聴き取り等について

令和元年度においても付記したが、指定管理者に業務委託している場合、その業務が効果的かつ指定書通りになされているかについて、施設管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理状況を担当課において、定期的にまたは必要に応じて報告を求め、実地調査等による状況確認を今後も継続されたい。

5 風雨災害への備えについて

近年、異常気象とも言える豪雨災害が頻発しており、令和2年中においても、度重なる台風の影響に伴う豪雨等により、各地で甚大な被害が発生し、今年度においても梅雨・秋雨前線の停滞や台風の影響により、各地で記録的な豪雨に見舞われ、今もなお、災害復旧作業が続いているところもある。

本町では、幸いにも人命に関わる大きな災害はなかったが、今後に向けて、国土強靱化地域計画や地域防災計画による計画的な防災行政の整備・推進によって、町民の生命・身体・財産の保護や、被害軽減を図り、社会秩序の維持と住民福祉の確保に万全を期するよう努められたい。

6 働き方改革における時間外勤務の削減について

令和2年度の時間外勤務については、令和元年度よりも対象人数及び金額は減少し、多少改善されたが、一人当たりの平均支給額は増加している。働き方改革を推進し、今後も長時間労働の解消に向けて取り組まされたい。

7 新型コロナウイルス感染症予防対策について

世界規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、町内においても感染者が確認された中、令和2年度は、イベント事業等の中止など、事業執行ができない部分のある年であった。感染から町民の安全と生活をしっかり守るという責任を果たすため、新型コロナウイルス感染症対策本部体制の下、引続き、全庁が緊密に連携して、感染症対策に取り組まされたい。

8 公共施設等の管理計画の推進について

計画の進捗状況が懸念される中、施設の老朽化や旧鉄道資産の除却等には財政負担リスクも大きい。特に上下水道等インフラの整備は、ライフラインを確保する上で最重要課題であり、汚水処理施設整備再編構想プランや下水道ストックマネジメントにより、今後の施設のあり方、老朽化の進展予測、更にはリスク評価等を踏まえ、施設点検・調査、修繕・改築等を検討されたい。水道事業においても水道事業ビジョンの策定が令和3年度に予定されており、水道事業全体の課題や今後の方向性を検討され、財政的な年次計画とともに、効率的な取組みを求める。

【参考】令和2年度決算審査特別委員会における 委員長の指摘事項（抜粋）

1 財政状況について

令和2年度決算において、町税は、前年度比6,253千円の増（率にして2.6%増）、国庫支出金は、前年度比874,076千円の増（率にして191.9%増）となる中、町債は、防災行政無線デジタル化更新、旧戸河内中学校解体工事、本庁舎耐震改修工事等の借入により、令和6年度までは町債償還額が大きくなると予想されるため、今後とも町債発行額の計画的かつ効率的な縮減に努められたい。

2 財政力指数・経常収支比率について

地方公共団体の財政力を示す財政力指数について、本町は低下傾向にある中、令和2年度は0.2で県内では最低となっている。また、経常収支比率について、令和2年度は、普通交付税錯誤措置に加え、事業コスト縮減化の推進等により、前年度103.4%から93.5%と改善され好転している。

しかし、公共交通維持によるバス事業者への補助金等により、依然として財源的余裕や財政構造の弾力性が希薄な財政運営となっている。

3 基金の状況について

平成30年度から減少傾向にあった基金保有額は、減債基金と合わせ合計額で2億3千万円の増加がみられるなど、基金残高が大幅に増加しており、財務状況の改善に努力されたと評価する。

4 定員管理について

令和3年度から予定されている大幅な機構改革、再任用職員の短時間勤務への移行を整理するなど大幅な職員数の圧縮に努められた。

5 定住・人口対策について

- ・ 昭和60年以降の人口移動統計調査で初めて社会増となったことは評価できる。（転出206人、転入218人（前年比27人増））
- ・ 「はじまりの家」の利用状況が定住に結びついていない。設置目的に合わない利用が見受けられ、目的を強く発信されたい。単なる利用とならないよう、利用者への細かい対応が必要である。
- ・ 老朽空き家解体補助については、地域環境悪化防止の観点から、引続き取組を強化されるとともに、補助要件の緩和により、事業効果を上げることも必要ではないかと思われる。
- ・ 人権セミナーについて、結果として参加者に偏りが見られるのではないかと思われる。広く呼びかけを行い、人権意識高揚に引続き努力されたい。

6 子育て・教育・次世代育成について

「もみじプラン21」を基本とした特色ある教育活動について、各学校単位での特色づくりに努められたい。また、カルチャー教室等、へき地でも高齢者が参加しやすい体制を整えていただきたい。

7 健康・医療・福祉について

生涯活躍のまち「加計拠点」月ヶ瀬温泉について、一部住民への入浴料無料の扱いがあり、課題があった。現状は改善されたとしても、公費助成がされた施設であり、今後、公平な扱いがされるよう運営者に対し慎重な対応の指導を望む。また、施設が十分交流の場となるよう現場への対応を望む。

8 社会基盤・防災について

- ・ 通学路などの安全は確保されているか十分な点検をされたい。また、町道草刈りと側溝の管理で側溝が詰まっている箇所が見受けられるので、対応が必要と思われる。
- ・ 上下水道について、県下統一水道計画により、本町も協議に加わっているが、拙速とならないよう十分な検討が必要である。
- ・ 合併浄化槽の修繕補助の制度化を検討されるとともに、合併浄化槽から公共下水道への接続について、更なる加入の取組が必要である。

9 生活利便・環境について

- ・ 海岸漂着物等地域対策推進については、今後の取組として、太田川本流における河川環境が悪化しており、国の施策等活用しながら対応を進められたい。
- ・ 高速ブロードバンドについては、現行契約の期限が令和6年に迫っているが、施設管理の負担を考慮し、今後の対応の検討が必要である。
- ・ 再生可能エネルギー活用促進については、木材・水力など本町の特色を生かしたエネルギー活用策の検討を進めるべきである。

10 産業・観光・しごとについて

- ・ 太田川産直市の活性化に向け、支援策が必要である。
- ・ 旧観光協会と関係していた高速道路の三段峡看板については、寂れ感に繋がるため、早急な判断が必要である。
- ・ 龍頭峡施設について、使われていない森林館等施設管理への対処方針を決められたい。
- ・ 祇園坊柿の規格外品について、柿酢への利用を含め新商品開発等販売強化策に努めること。
- ・ いこいの村ひろしまについては、売却の方向で検討されているが、早めの判断を望む。
- ・ 森林環境税は、令和6(2024)年度から国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することになり、産業振興の観点から、本町にとって同税を率先して活用していく責任の位置づけは高く、十分に意識した取組を急ぐべきである。森林に関わることで旗を立てるべき自治体はどこであるか、本町であることの認識を強く持つことを指摘する。

11 コミュニティについて

- ・ ふるさと納税について、令和2年度は109,947千円で過去最高額であった。その背景に返礼品の魅力アップ、納税サイトの拡大などの努力が大きな成果となったことを評価する中、今後の納税額アップをめざすには専任者の配置が必要と思われる。
- ・ はしもトークは、町内41会場で開催され、全体で724人と過去に例を見ない参加者があった。この成果は、町が取り組んでいる方策が住民の皆さんに伝達できる大切な場となり、住民との協働の町づくりが前進していることを評価する。今後も継続した取組を続けられたい。
- ・ 地域おこし協力隊については、3年後に定住してもらいたいが、活動の顔が見えないため、活動の様子について、町民にもっと伝達する取組を強化されたい。
- ・ 集落活動については、新型コロナウイルスの影響や高齢化により弱体化しており、地域の元気度を上げる取組を期待する。

12 財産に関する調書について

従前からの記載方法であるが、もう少し細かい説明を望むので検討されたい。

13 病院事業会計について

安芸太田病院では、コロナ禍の中、外来患者数6,472人の減、入院患者1,506人の減といった厳しい状況下でありながら、当年度純損益42,042千円を計上され、経営安定に努められたことを評価する。

今後においては、人口減少に伴って患者数も減少していくことが予測されるため、引続き経営改善の努力が必要と思われる。

14 その他

- ・ 各行政委員会の活動状況について、次年度から報告を望む。また、新型コロナウイルス対策についても特別な記録として今後に残してもらいたい。
- ・ 指定管理団体については、指定管理料など見直しが必要な時期に来ている。今後の指定管理の指定にあっては金額や内容を十分検証すること。